

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）の一部改正

改正後	現 行
<p>3 借受者の範囲等について            (1) 環境リース            ア～ウ [略]            [削る]</p> <p><u>エ</u>. 借受者は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、実施要領第1の2の(1)のオの規定に基づき、貸付申請時に「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（環境リース）」（実施要領の様式1号-1の別紙）を提出してください。借受者が<u>令和6年度</u>において数量契約を締結している場合は、<u>令和6年度</u>の数量契約の写しを申告書に添付してください。また、<u>令和5年度</u>に数量契約を締結し<u>令和6年度</u>に同契約を締結していない場合は、その理由を書面に記載し、理由書として申告書に添付してください。</p>	<p>3 借受者の範囲等について            (1) 環境リース            ア～ウ [略]</p> <p><u>エ</u>. 借受者は、<u>「みどりの食料システム戦略」に沿って持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努める必要があります。その取組を実践していることを確認するため、貸付申請時に「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づくチェックシートを機構に提出してください。</u></p> <p><u>オ</u>. 借受者は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、実施要領第1の2の(1)のオの規定に基づき、貸付申請時に「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（環境リース）」（実施要領の様式1号-1の別紙）を提出してください。借受者が<u>令和5年度</u>において数量契約を締結している場合は、<u>令和5年度</u>の数量契約の写しを申告書に添付してください。また、<u>令和4年度</u>に数量契約を締結し<u>令和5年度</u>に同契約を締結していない場合は、その理由を書面に記載し、理由書として申告書に添付してください。</p>

1.3 貸付けの申請について

(1)～(3) [略]

(4) 貸付申請書の添付書類

ア～ク [略]

ケ. 実施要領第1の3に基づくチェックシート

環境リース、経営リース、食肉リース及び生乳リースごとに、別表「チェックシート提出一覧」の借受者の区分により、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づく「みどりのチェックシート（畜産）」又は「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づく「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について実施する旨をチェックして提出

コ. [略]

サ. [略]

[削る]

1.3 貸付けの申請について

(1)～(3) [略]

(4) 貸付申請書の添付書類

ア～ク [略]

[新規]

ケ. [略]

コ. [略]

サ. 環境リースにあつては、上記に加え、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づくチェックシートを提出

シ. 環境リースにあっては、「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（環境リース）」（実施要領の様式1号-1の別紙）を提出

（ア）借受者が令和6年度において数量契約を締結している場合は、令和6年度の数量契約の写しを申告書に添付

（イ）借受者が令和5年度に数量契約を締結し令和6年度に同契約を締結していない場合は、その理由を書面に記載し、理由書として申告書に添付

ス～セ 〔略〕

シ. 環境リースにあっては、「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（環境リース）」（実施要領の様式1号-1の別紙）を提出

（ア）借受者が令和5年度において数量契約を締結している場合は、令和5年度の数量契約の写しを申告書に添付

（イ）借受者が令和4年度に数量契約を締結し令和5年度に同契約を締結していない場合は、その理由を書面に記載し、理由書として申告書に添付

ス～セ 〔略〕

別表 チェックシート提出一覧

1. 環境リース

借受者 (実施要領第1の2の(1)のイの (ア)に掲げる者)	みどりのチェックシート(畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け) (様式例3②)
a 畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b 農業協同組合	○	
c 農業協同組合連合会	○	
d 農事組合法人	○	
e 農事組合法人以外の農地所有適格 法人	○	
f 株式会社又は持分会社であって農 業を主たる事業として営むもの。	○	
g 特定農業団体	○	
h 中小企業等協同組合		○
i 一般社団法人又は一般財団法人		○
j 公社		○
k その他農業者の組織する団体	○	
l 協業組合		○
m PFI事業者		○
n 地方公共団体及び地域におけるバ イオマスの利活用に関与している 農林漁業者が組織する団体が参加 する共同事業体		○
o 第3セクター		○
p 消費生活協同組合		○
q 3戸以上の農業を営む個人が構成 員となっている任意団体	○	
r その他事業の目的を達成するため に特に必要なものとして、理事長 が適当と認めたもの		○

注1. 借受者には、実施要領第1の2の(1)のウに掲げる再借受者を含む。

2. b、c、f、h、i又はlのいずれかに該当する借受者が、と畜場(肉畜のと畜解体から部分肉まで一貫して処理を行う食肉処理施設(と畜場と食肉加工施設が同一の敷地内にあつて、一体的に機能しているものを含む。))で申請する場合は、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品関連事業者向け)」(様式例3①)を提出する。

[新規]

2. 経営リース

借受者 (実施要領第1の2の(2)のイの (ア)に掲げる者)	みどりのチェックシート(畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (民間事業者・自治体等向け) (様式例3②)
a 畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b 農業協同組合	○	
c 農業協同組合連合会	○	
d 農事組合法人	○	
e 農事組合法人以外の農地所有資格法人	○	
f 株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの。	○	
g 特定農業団体	○	
h 中小企業等協同組合		○
i 一般社団法人又は一般財団法人		○
j 公社		○
k その他農業者の組織する団体	○	
l 協業組合		○
m PFI事業者		○
n 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体		○
o 第3セクター		○
p 消費生活協同組合		○
q 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体	○	
r 土地改良区		○
s 上記aからrに掲げる法人以外のもの であって、(a)自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産組織、TMRセンターであって直近3年以上の活動実績があること、及び(b)飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期(3年以上)に受委託に関する協定を締結していること	○	
t その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの		○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(2)のウに掲げる再借受者を含む。

[新規]

3. 食肉リース

借受者 (実施要領第1の2の(3)のイの (ア)のaに掲げる者)		環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3①)	民間事業者・自治体 等向け(様式例3 ②)
(a)	食肉の販売業を営む者を組 合員とする事業協同組合 (食肉販売事業協)	○	
(b)	食肉販売事業協をもって組 織する事業協同組合連合会 であって、都道府県又は都 道府県を越える区域をその 地区とするもの(食肉販売 事業連)	○	
(c)	農業協同組合又は農業協同 組合連合会が株主となっ ている株式会社であって、農 業協同組合、農業協同組合 連合会、地方公共団体又は 独立行政法人農畜産業振興 機構がその法人の発行済株 式のうち議決権のある株式 の総数の過半数を所有して おり、かつ、食肉の販売を 営むもの	○	
(d)	一般社団法人日本畜産副産 物協会		○
(e)	公益社団法人日本食肉市場 卸売協会		○
(f)	公益社団法人、公益財団法 人、一般社団法人又は一般 財団法人であって、食肉流 通の合理化、衛生水準の高 度化等を目的とするもの		○
(g)	実施要領第1の2の(3) のイの(ア)のbに掲げる 再借受者	○	

[新規]

4. 生乳リリース

借受者 (実施要領第1の2の(4)のイ に掲げる者)	みどりのチェックシート (畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3①)	民間事業者・自治体 等向け(様式例3 ②)
	農業協同組合又は農業協同組合連合会	○	
(ア)	農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体が集送乳等契約を締結している中小法人であって理事長が認めたもの	○	
(イ)	乳業者が直接又は間接の構成員となっている事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は協業組合	○	
(ウ)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの	○	
(エ)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、節農の振興を目的とするもの		○
(オ)	牛乳販売店が構成員となっている商工組合	○	
(カ)	乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人	○	
(キ)	その他牛乳の流通に関する団体又は中小法人であって、生乳の流通の合理化のために理事長が適当であると認めるもの		○

注：借受者には、実施要領第1の2の(4)のウに掲げる再借受者を含む。

[新規]

別紙 1・別紙 2 [略]

様式例 1・様式例 2 [略]

様式例 3 ①

団体名	借受者名	チェック年月日
		年 月 日

**環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）**

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑩	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの削減	報告時 (しました)	⑮	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> 悪臭及び害虫の発生防止	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	注 1 (5) ⑯については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。		
⑦	<input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	注 2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑯の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。		
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)	◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。		
⑧	<input type="checkbox"/> ※と畜場でない場合（と畜場である <input type="checkbox"/> ） 食品ロス削減に努める	<input type="checkbox"/>			
⑨	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>			
⑩	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>			

別紙 1・別紙 2 [略]

様式例 1・様式例 2 [略]

[新規]

様式例 3 ②

団体名	借受者名	チェック年月日
		年 月 日

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
			⑧	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 （再掲）	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑬	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
			⑮	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。  
◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

[新規]

附 則

この留意事項の改正は、令和6年5月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。